

学校給食の提供及び学校給食費の支払について大切なお知らせ

広島市では、学校給食を学校教育活動の一環として実施しています。

1 学校給食の目標

- 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについて理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めること。
- 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 献立の内容

主食 ごはん 週4回実施しています。 給食用のお米は広島県内産です。 パン 週1回実施しています。	牛乳 毎日 200ml の牛乳が付きます。牛乳はカルシウムを多く含み、しかも体に吸収されやすいので、重要なカルシウム源です。 おかず 主菜と副菜を基本にして、煮物、揚げ物、炒め物、和え物などバランスよく組み合わせるようにしています。 行事食、郷土（広島県）に伝わる料理、世界の料理、季節感のある料理を取り入れるように努めています。
---	---

3 学校給食の申込み

学校給食の提供を受けるためには、「学校給食申込書」の提出が必要です。この申込書は、記載事項に変更がない限り、市立の学校に在学する間、有効となります。中学校から初めて広島市立の学校に通学される方、広島市立の小学校に通学されていた方で、中学校から初めて学校給食の申込みをされる方は、児童・生徒一人について1枚ずつ通学する学校へご提出ください。

※ 広島市立の小学校に通学していた際に提出されている方は、再提出の必要はありません。

4 学校給食費

(1) 学校給食費について

保護者の皆様にお支払いいただく学校給食費は、給食に使う食材を購入することに使います。

給食を作るために必要な人件費や水道光熱費、施設の整備や修理費は、広島市が負担しています。

(2) 令和7年度の1食当たりの学校給食費（保護者負担額）

中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部・高等部で58円を補助※します。

学校区分	学校給食費単価
中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部・高等部	300円

※ 物価が高騰する中でも、保護者負担額が増えることがないように、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

裏面もご確認ください

(3) 学校給食費の納期限等

学校給食費の納付額は、各学校の学年ごとに、学校給食の年間予定日数に応じた年間予定給食額を設定し、それを年10回（6月～翌年3月）に分けて納めていただくことになります。

納期限は、原則次のとおりとなりますが、この日が土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。保護者の皆様には、毎年6月に当該年度の納付額と納期限をお知らせします。

納 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納 期 限	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日
納 期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納 期 限	11月末日	1月4日	1月末日	2月末日	3月末日

【例】中学生のお子様で、学校給食の年間予定日数が195日だった場合

➤ 年間予定給食額…300円×195日＝58,500円

➤ 納付額…58,500円÷10回＝5,850円÷5,900円（100円未満切り上げ）

第1期～9期：5,900円

第10期：58,500円－（5,900円×9回）＝5,400円

※年間予定日数は、学校・学年ごとに異なります。

※行事の中止等で年間予定日数が変更になった場合、第10期の納付額を調整します。調整後の納付額は、3月にお知らせします。

(4) 学校給食費の納付方法

原則として、口座振替（口座振替手数料は広島市が負担します。）により納付していただきますので、次のとおり手続きをお願いいたします。

中学校から初めて広島市立の学校に通学される方、広島市立の小学校に通学されていた方で、学校給食費の口座振替依頼の手続をされていない方は、「学校給食費・日本スポーツ振興センター共済掛金・放課後児童クラブ利用料金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入の上、入学式までに各自で取扱金融機関へ提出してください。

※ 口座振替のお申込みは、お子様お一人ごとに1枚ずつ必要です。

※ 口座振替依頼書を金融機関に提出した後、手続完了までに約2か月の期間を要しますので、入学式までに提出されない場合は、当初は納付書で納付をお願いする場合があります。

※ 残高不足等で納期限に口座振替ができなかった場合は、再振替は行いません。納期限の翌月中旬以降に督促状（納付書付）をご自宅に送付しますので、コンビニ・金融機関の窓口、スマホアプリでお支払いください。

※ 生活保護や就学援助等の支援を受けている場合は、原則、各制度から学校給食費が振り替えられますので、保護者の方が納付する必要はありません。

ただし、これらの支援が終了した場合は、口座振替により納付いただくことになりますので、速やかに口座振替に移行できるよう、現在支援を受けている方も口座振替依頼書の提出をお願いします。

なお、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合は、給食費をお支払いいただく必要がありますので、口座振替依頼書の提出をお願いします。

【口座振替取扱金融機関（30行）】

普通 銀行	広島、もみじ、みずほ、三菱UFJ、 りそな、三井住友、山口、西京、 中国、山陰合同、鳥取、四国、 愛媛、百十四、伊予、福岡、 西日本シティ、ゆうちょ	信 託 銀 行	みずほ、三菱UFJ
		信 用 金 庫	広島、呉
		信 用 組 合	広島県、広島市、広島商銀、朝銀西
		農 業 協 同 組 合	広島市、ひろしま
		そ の 他	中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

お問合せ先 広島市教育委員会事務局 学校教育課 健康教育課 食育係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
TEL：082-504-2490 E-Mail：kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

